

# 令和7年度七戸町奨学資金貸付金申請要項

七戸町奨学資金貸付金の決定は、この要項によって実施する。

## 1 募集資格

父母または後見人等が1年以上七戸町に住所を有し、令和7年4月1日以降、大学、短大、高等専門学校（4年生以上）または専門学校に在学する者

## 2 貸付金額

- (1) 入学一時金 500,000円以内（入学時1回のみ）
- (2) 月額 40,000円以内（修学期間中） 但し、専門学校は除く。

## 3 受付期間

令和6年12月11日（水）～令和7年3月11日（火）  
※土・日・祝・年末年始を除く

## 4 申請手続き

### (1) 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 奨学金貸付申請書（学務課に備え付け）
- イ 合格通知書または入学許可証の写し（在学生は在学証明書）※後日提出可
- ウ 成績証明書（高校または大学等1年生から申請時までの成績）
- エ 令和6年度の所得証明書（父・母・本人（所得がある場合））
- オ 住民票（世帯全員分）
- カ 保証人の住民票（本人分）

### (2) 申請書類の提出

上記(1)の申請書類を、受付期間内に七戸町教育委員会学務課に持参により提出する。

## 5 選考方法

- (1) 七戸町奨学生選考委員会において選考のうえ、決定する。
- (2) 選考にあたっては、成績及び世帯所得状況等を資料とする。
- (3) 成績については、評定平均3.5以上を基準とする。
- (4) 世帯所得金額については、次に示す金額を基準とする。
  - ア 本人・父・母(3人世帯)：給与収入1,009万円以下、事業等所得601万円以下
  - イ 本人・父・母・中学生(4人世帯)：給与収入1,100万円以下、事業等所得692万円以下
  - ウ 本人・父・母・中学生・小学生(5人世帯)：給与収入1,300万円以下、事業等所得892万円以下
- (5) (3)及び(4)の基準以外の者で特に必要と認められた場合、貸し付けを認める。

## 6 選考結果通知

3月中旬に郵送により選考結果を通知する。その際、同封する振込関係書類を提出する。

## 7 貸し付け終了後の返還について

貸し付け終了後、以下のとおり返還します。

### (1) 返還開始時期

卒業から1年間の据え置き期間経過後

### (2) 償還期間

- ア 大学 15年以内
- イ 短期大学3年制 12年以内
- ウ 短期大学2年制 10年以内
- エ 専門学校 5年以内

### (3) 利息について

無利息

### (4) 連帯保証人・保証人について

- ア 連帯保証人 親権者及び後見人
- イ 保証人 親権者と独立の生計を営む成人